

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定により、下記のとおり定例監査を執行したので、その結果を同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成31年1月16日

新庄市監査委員 大場 隆司

新庄市監査委員 高橋 富美子

記

1. 監査の対象

農業委員会事務局の平成30年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について

2. 監査の期間

平成30年11月27日から平成30年12月17日まで

3. 監査の方法

監査対象課等に監査資料の提出を求め、関係書類を抽出調査するとともに、関係職員から説明を聴取することにより監査を実施した。

4. 監査の結果

提出された資料等に基づき、関係諸帳簿を照合確認したところ、計数的に正確であると認めた。また、業務の執行についても概ね妥当であった。

ただし、次の事項については改善措置が必要と認められる。

○証明書発行手数料について、領収した現金の引継ぎに一部停滞が見られるため、関係例規に基づき適切な現金取扱いに努めること。

○伺書について、決裁月日の未記載、廃棄年度の誤り、個人情報公開区分等、文書処理の一部不備が見られるため、関係例規に基づき適正な文書処理に努めること。